

## 江戸川区立松本小学校「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期発見を図るために「松本小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

### 1 松本小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識

#### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。  
（いじめ防止対策推進法 第2条（定義））

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる、馬鹿にされたりする、悪口を言われたりする
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・インターネット・スマートフォン・PC・SNS等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

※なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### (2) 基本理念

（いじめ防止対策推進法 第3条）

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克

服することを目指して行う。

### (3) いじめの禁止

(いじめ防止対策推進法 第4条)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び学校の教職員の責務

(いじめ防止対策推進法 第8条)

学校及び学校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

### (5) 保護者の責務等

(いじめ防止対策推進法 第9条)

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護する。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

## 2 松本小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

### (1) 本校におけるいじめの防止

(いじめ防止推進法 第15条)

本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### 【具体的な取組】

- ・思いやりの心・児童一人一人がかけがえの無い存在であること・命の大切さなどについて、道徳や学級活動での指導を通して、意図的・計画的・継続的に育む。
- ・道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育の促進を図る。家庭や地域においても、倫理観や道徳性、豊かな情操を培う取組が行われるよう、啓発し連携を図る。
- ・児童会活動主催の標語を募集し、いじめ防止啓発活動など、「いじめ防止等に向けた取組」を行う。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラム（東京都教育委員会）」及び「いのちと心のアサーションプログラム」を活用し、自分も相手も大切にする自己表現・人間関係作りに重点を置き、いじめ防止に向けた取組を行う。
- ・いじめ防止に関わる校内研修を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。
- ・学校公開や保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた啓発を行う。

### (2) いじめの早期発見のための措置

(いじめ防止対策推進法 第16条)

- ① 本校は、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。

#### 【具体的な取組】

- ・東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、実態把握調査を行う。  
必要時には松本小学校独自のアンケートを活用し、いじめの被害や加害児童について把握し、早期に指導する。
  - ・教育相談（個人面談等）を活用し、児童（又はその保護者）からの聞き取り調査を行う。
- ② 本校は、在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。また、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

#### 【具体的な取組】

- ・日頃から連絡帳等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわづ

かな変化も見逃さないように努める。

- ・毎月、スクールカウンセラーだよりにより、教育相談室及びスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。
- ・江戸川区教育センター教育相談室等、関係機関との連携を図る。
- ・教育相談関係機関のチラシを配布する等、いじめの把握や相談の充実に努める。

**(3) いじめ防止等のための対策に努める教職員の資質の向上** (いじめ防止対策推進法 第18条)

本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

**【具体的な取組】**

- ・「人権教育プログラム（学校教育編：東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム（東京都教育委員会）」、「いじめ対策指針及び対応マニュアル（江戸川区教育委員会）」等の関係資料を活用し、いじめ防止のための研修を学期に一回行うとともに、管理職等による指導助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。

**(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進** (いじめ防止対策推進法 第19条)

本校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

**【具体的な取組】**

- ・教科等授業や総合的な学習の時間、学校行事を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。「インターネット等の訂正な利用に関する指導事例集・活用の手引き」を活用した授業を実施し、情報モラルを高める。
- ・文部科学省や東京都等が発行する啓発資料を活用し、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。

**3 松本小学校におけるいじめ防止等に関する措置**

**(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織** (いじめ防止対策推進法 第22条)

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

**【具体的な取組】**

**① いじめ防止対策校内委員会**

- ・構成員・・・管理職、生活指導主任、生活指導担当教員、養護教諭、当該学年、スクールカウンセラー
- ・開催・・・定例会及び事案により臨時開催
- ・内容・・・いじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめの防止の啓発に関するを行う。
  - ・いじめに関する情報の収集及び共有。
  - ・いじめの事実の確認。対策案を練る。
  - ・学級への指導体制の強化、支援。
  - ・いじめの防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。
  - ・児童保護者へのいじめ防止の啓発
  - ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
  - ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報

**② いじめ防止サポートチーム**

- ・構成員・・・管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー、当該学年、地域関係者※  
(※いじめの事案により、主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉士等から校長が人選し、依頼する)
- ・開催・・・事案により臨時開催
- ・内容・・・いじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめの防止の啓

発に関することを行う。

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめの事実の確認。対策案を練る。
- ・学級への指導体制の強化、支援。
  - ・いじめの防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。
- ・児童保護者へのいじめ防止の啓発
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報

## (2) いじめに対する措置

(いじめ防止対策推進法 第23条)

- ① 本校教職員が児童やその保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無について確認を行う等、適切な措置をする。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策校内委員会によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本区教育委員会の指導助言のもと、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥ 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

(いじめ防止対策推進法第25条)

## 4 重大事態への対処

### 学校の設置者又はその設置する学校による対処

(いじめ防止対策推進法 第28条)

本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに本区教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 本校は、上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に對し、当該調査に係る重大事態の事実関係などその他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 学校評価における留意事項

(いじめ防止対策推進法 第34条)

学校評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に行う。

## 6 日常の取り組み

### (1) 日常の取り組み

#### ① 松本小生活の基本

- ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守れるよう指導する。

## ② 楽しい授業・分かる授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・算数科では習熟度別少人数指導の充実を図る。
- ・グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

## ② 校内研究

- ・「ひらめき！チャレンジ！『もう一回！』～導入から自力解決に焦点を当てて～」（令和5年度）をとおして児童を育成する。

### (2) 道徳の授業を通して（年3回いじめに関する授業を実施）

- ① 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ② 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③ 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④ いじめの構造やいじめの問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 特別活動の取り組みを通して

#### ① 全教育活動を通して

- ・人として  
毎週（月）「人として」を児童と共に確認して、児童の健全育成を図っていく。

- ・望ましい人間関係を築く

よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

- ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）

学級全員で集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

#### ② 学級活動を通して

- ・学級会の充実

学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。

また、違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。

- ・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合って係の組織をつくり全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

#### ③ 児童会活動を通して

- ・委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちでなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

- ・なかよし班活動の充実

高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

#### ④ クラブ活動を通して

- ・共通の興味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することをとおして、豊かな人間性、社会性を育てる。

#### ⑤ 学校行事を通して

- ・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

- ・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行う場合に必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

- ・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

⑥ 児童の実態把握を通して

- ・アンケートやスクールカウンセラー、SSW、担任による個人面談を実施して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

参考文献

- ・いじめ総合対策【第2次・一部改定】 上巻【学校の取組編】 令和3年2月 東京都教育委員会
- ・いじめ総合対策【第2次・一部改定】 下巻【実践プログラム編】 令和3年2月 東京都教育委員会
- ・豊かな心をはぐくむために 〈いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム〉 改訂版  
令和2年6月 江戸川区教育委員会
- ・人権教育プログラム (学校教育編) 令和3年3月 東京都教育委員会
- ・いじめ防止対策推進法 平成25年6月公布、9月施行